

事 務 連 絡
令和2年4月27日

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部

歯科医師による新型コロナウイルス感染症に関する
PCR 検査のための鼻咽頭拭い液の採取の実施について

日頃より、本会にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて近日中に、厚生労働省医政局医事課、同歯科保健課より標記事務連絡が都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）へ通知される予定です。

その内容は、歯科医師による PCR 検査のための検体採取の実施に係る法的な整理を行い、都道府県医師会及び郡市区医師会等が運営する PCR 検査センターにおける検査体制の強化を促すものです。

本件に関しては、厚生労働省からの打診を受け、日本医師会とも連携をとりながら対応し、本会も出席した4月26日開催の、厚生労働省の医道審議会医師分科会、同歯科医師分科会合同による「PCR 検査に係る人材に関する懇談会」での合意を踏まえたものです。

現状で確認できている事項と、本会の考え方についてお示しします。

<現状で確認できている事項>

1. PCR 検査の需要が増大していることから、検査体制強化のため、口腔領域に知見を有する歯科医師に協力を促している。
2. ただし、決して全ての歯科医師に対して、協力を強制的に求めるものではない。
3. 現行法では歯科医業の範疇を超えている本業務について、違法性を阻却する要件を定め、特例的・時限的に歯科医師による検体採取を認めるものである。
4. その主たる要件は、「感染が拡大し、歯科医師による検体検査を認めなければ医療提供が困難になるという状況であること」と「安全性を担保した上で

検体採取が実施されるために、実施者が必要な教育・研修を受けていること」である。

5. 検体採取の場所は、都道府県医師会及び郡市区医師会等が運営する PCR 検査センターとされている。
6. 研修の内容や実施体制、患者の同意をとる方法などについては、厚生労働省で検討中である。

＜現状における本会の基本的考え方＞

1. 国難ともいえる現況に鑑み、医療崩壊を防止するために、歯科医師会として何らかの協力をする必要はやぶさかでない。
2. 本件は、多くの医師や看護師が軽症者の治療や管理等に専従できるようサポートするもので、ひいては重症者に対する医療体制を守ることに繋がるものとする。
3. PCR 検査体制の増強にあたり、歯科医師の参画がどうしても必要な状況であれば、日本医師会の了解及び地域医師会の要請の下に協力する。
4. 研修については厚生労働省が主体となり、学会等の協力の下に教材製作及び実施体制を整備する。本会も E ラーニング研修実施等の協力にあたる。なお、手技の実習等については、現場での対応も想定される。
5. ワークフロー、防御服の確保等の感染防御体制、研修、費用弁償などの概要が分かり次第、都道府県歯科医師会へ改めて通知する。
6. 実際には、病院歯科・口腔外科の歯科医師や、歯科麻酔医等が主たる対象となるのではないかと考える。
7. それ以外の、歯科医師会会員の協力については、地域における医師会と歯科医師会、地域行政等との連携に基づく対応となる。

以上、詳細が分かり次第、改めてご通知いたします。ご理解ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。